

みなとみらい21線駅施設における催事及び臨時営業等使用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「みなとみらい21線駅施設における催事及び臨時営業等使用規程」（以下「規程」という。）を実施することを目的とする。

(事務所管)

第2条 この細則に定める取扱いは、経営企画課が行う。

(使用承認手続)

第3条 規程第3条に定める使用承認は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 催事使用者は、当社と催事の詳細について打合せを行い、原則として催事等開催日の1箇月前までに、催事及び臨時営業等承認申請書（別紙様式1）及び関係資料等を当社に申請し、書面により承認を受けなければならない。ただし、当社が特に認める場合はこの限りでない。
- (2) 臨時営業使用者は、原則として臨時営業開催月の2箇月前までに、催事及び臨時営業等承認申請書（別紙様式1）及び関係資料等を当社に申請し、書面により承認を受けなければならない。ただし、当社が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 催事及び臨時営業等の内容を変更する場合は、「催事及び臨時営業等変更申請書」（別紙様式2）を当社に申請し、承認を受けなければならない。
- (4) 前各号の申請に伴う承認書は、別紙様式3のとおりとする。
- (5) 催事及び臨時営業等を中止する場合は、「催事及び臨時営業等中止届出書」（別紙様式4）を当社に提出しなければならない。

(諸手続)

第4条 催事及び臨時営業等の開催にあたり、行政機関等への届出及び申請等の手続きが必要となる場合には、出店者の負担により、出店者が行わなければならない。

- 2 使用者は、前項に関わる関係書類の写しを、手続き後速やかに当社に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 催事及び臨時営業等のため駅施設を使用する者（以下「使用者」とい

う。)は、当社が使用者に提示する承認条件の他、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駅施設の破損・汚損及び第三者の負傷等のないよう、善良なる管理者の注意を持って開催すること
- (2) 事故、災害発生時には、避難誘導、初期消火、負傷者の救護及び関係者への報告等の必要な応急措置を行うこと
- (3) 危険物の使用等、事故、災害が発生するおそれのある行為は行わないこと
- (4) 火気の使用ならびに臭気の伴う行為は行わないこと
- (5) 法令ならびに関係官庁等の指導事項に抵触する行為は行わないこと
- (6) 催事及び臨時営業等に関する第三者からの苦情、意見等は、使用者が責任を持って対応すること
- (7) 責任者は、使用中は原則常駐し、常に連絡のとれる体制とすること
- (8) 飲食物の調理及び加工(包装された飲食物の加温等を除く)は、行わないこと
- (9) 風船の使用ならびに配布は行わないこと
- (10) 音響機器や楽器等を使用する場合には、非常放送や駅構内放送の支障とならない音量とすること
- (11) 電気機器を使用する場合には、過電流を防止するブレーカ、漏電遮断器等の保安機器を使用し、事前に指定するコンセント以外からの給電を行わないこと。なお、本号中における保安機器は、製品の型番、仕様等を事前に当社に提示し、確認を受けなければならない。
- (12) その他、当社社員及び駅係員の指示に従うこと

(使用承認の取消)

第6条 使用者は、次の各号の一に該当すると当社が判断し、催事及び臨時営業等の承認の取消または内容の変更等を指示した場合には、当社の指示に従わなければならない。

- (1) 鉄道事業の運営上支障があるとき
- (2) 申請書等の記載事項に虚偽があるとき
- (3) 申請書等の記載事項に含まれない行為が行われたとき
- (4) 第5条の各号の一に違反すると当社が判断したとき
- (5) その他、当社が使用承認の取消が必要と判断したとき

2 前項の場合、使用者は当社に対し、一切の損害等の請求を行うことができ

ない。

- 3 前二項の定めは、関係官庁からの中止命令、その他外部要因等により催事及び臨時営業等の開催を取消する場合においても同様に取扱う。

(明け渡し及び原状回復)

第7条 使用者は、催事及び臨時営業等の承認期間が満了する前に、使用者の負担と責任において、催事及び臨時営業等の開催箇所を清掃、点検し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の措置を行わない場合は、当社は、使用者が所有する什器備品等を撤去のうえ、廃棄することができるものとする。

- 3 前項の措置により、当社が撤去、廃棄に要した費用は、使用者が負担しなければならない。

(賠償及び免責)

第8条 駅施設の使用にあたり、使用者及びその関係者や来場者に起因する損害等が発生した場合は、使用者はその損害を賠償のうえ、全ての責任を負わなければならない。

- 2 前項の規定は、使用者が規程及びこの細則に定めている事項や、当社との協議事項、承認事項等に違反し、損害が発生した場合についても同様に取り扱う。

- 3 駅施設の使用に伴う人身事故及び物品、展示品等の盗難や破損等の全ての事故について、当社は一切の責任を負わない。

附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

平成29年7月11日一部改定